

(別添)

ねんりんピックはばたけ鳥取2024イベントチラシ新聞折り込み業務仕様書

- 1 業務の名称
ねんりんピックはばたけ鳥取2024イベントチラシ新聞折り込み業務（以下「本業務」という。）
- 2 業務の目的
ねんりんピックはばたけ鳥取2024のイベント参加者の来場促進のため、新聞折り込みにて幅広く県民等に周知することを目的とする。
- 3 業務期間
契約締結日から令和6年10月31日まで
- 4 業務内容
 - (1) ねんりんピックはばたけ鳥取2024実行委員会（以下「発注者」という。）が調達したチラシを令和6年10月4日（金）の日本海新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、産経新聞、山陰中央新報、日本経済新聞（いずれも鳥取県全域及び安来市、松江市）の全てに折り込む業務。
 - (2) 新聞折り込みチラシの内容
 - ア チラシ部数 266, 745部とする。ただし、折り込み時の状況によっては部数の増減がある。
 - イ 仕様 A3判サイズ2つ折り コート紙90.0Kg
両面カラー 1枚もの
 - (3) チラシの受取場所及び受取日
 - ア 受取場所 鳥取県内で受注者が指定する場所とする。
 - イ 受取日 令和6年10月1日（月）（予定）
※発注者と協議の上、変更することができる。
- 5 調査等
発注者は、必要があると認めるときは、本業務の処理状況について調査し、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。
- 6 完了報告及び検査
受注者は、本業務を完了したときは、完了の日から30日以内に完了報告書を発注者に提出し、発注者の検査を受ける。
- 7 委託料の支払
 - (1) 受注者は、6の完了報告が合格と認められた通知を受けた後、速やかに本業務に係る委託料の請求書を発注者へ提出する。
 - (2) 発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る委託料を支払う。
 - (3) 発注者が正当な理由なく前項に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請求することができる。
- 8 仕様書遵守に要する経費
この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。
- 9 その他
この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。